

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月8日 15時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市近江舞子中浜水泳場北東方沖（琵琶湖西部） <small>おとこまつ</small> 男松三等三角点から真方位014°250m付近 （概位 北緯35°13.9′ 東経135°57.8′）
事故の概要	水上オートバイ伊丸は、発進直後、また、水上オートバイ（株）田頭は、近江舞子中浜水泳場に向けてアイドリング状態で接近中、両船が衝突した。 （株）田頭は、同乗者1人が負傷し、左舷中央部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ 伊丸、0.1トン 253-33784 滋賀、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、221kW、平成27年6月 B 水上オートバイ （株）田頭、0.1トン 250-57911 大阪、個人所有 2.83m (Lr) × 1.09m × 0.48m、FRP ガソリン機関、144.2kW、平成28年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年12月24日 免許証交付日 平成26年5月27日 （平成31年6月8日まで有効） B 船長B 男性 25歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年6月23日 免許証交付日 平成28年6月23日 （平成33年6月22日まで有効） 同乗者B 女性 22歳
死傷者等	A なし

	B 重傷 1人（同乗者B）
損傷	A なし B 左舷中央部船尾寄りの外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人2人（以下「同乗者2人」という。）を乗せ、近江舞子中浜水泳場（以下「本件水泳場」という。）を平成28年8月8日14時00分ごろ発進して遊走後、同乗者2人を降ろそうと本件水泳場に接近していた際、航走波を受けて船長A及び同乗者2人の全員が落水し、緊急エンジン停止スイッチにより停船した。</p> <p>A船は、船長Aが乗り込んで同乗者2人を引き揚げたものの、バランスが崩れて転覆した。</p> <p>船長Aは、A船を引き起こし、再び乗り込んで同乗者2人を引き揚げ、エンジンを始動してA船がアイドリングで前進し始めたとき、船首方約1～2mにB船を認めた。</p> <p>A船は、船長Aが、この状態では衝突すると思い、B船に向かって叫んだものの、15時00分ごろ約3～4km/hの対地速力でその船首がB船の左舷中央部船尾寄りに衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せて本件水泳場北東方沖で遊走後、同乗者Bを降ろそうと本件水泳場に向けてアイドリング状態で接近中、左舷前方至近に動き出したA船を認め、衝突すると思い、エンジンのスイッチを切ったが、A船と衝突した。</p> <p>B船は、同乗者Bが左足を負傷し、左舷中央部に擦過傷を生じた。</p> <p>同乗者Bは、B船で出発地に戻り、病院で診察を受けたところ、左下腿打撲傷と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>水上オートバイの教本（「特殊小型船舶操縦士教本」（一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会編著、株式会社舵社、平成26年6月第10版発行））によれば、水上オートバイは、エンジンを始動すると同時に動き出すと記載されている。</p> <p>船長Aは、A船の操縦経験が50回以上であり、本件水泳場付近での遊走経験が100回以上であった。</p> <p>船長A、同乗者2人、船長B及び同乗者Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
分析	
乗組員等の関与	A あり、B あり
船体・機関等の関与	A なし、B なし
気象・海象等の関与	A なし、B なし
判明した事項の解析	A船は、本件水泳場北東方沖において、発進する際、船長Aが、前

	<p>方の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷前方から接近するB船に気付かずに前進し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、転覆したA船を引き起こし、同乗者2人を引き揚げていることから、左舷前方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、本件水泳場北東方沖において、同乗者Bを降ろそうと本件水泳場にアイドリング状態で接近中、船長Bが、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船の船首方至近を通過する態勢で接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本件水泳場北東方沖において、A船が発進する際、B船がアイドリング状態で接近中、船長Aが、前方の見張りを適切に行っていなかったため、左舷前方から接近するB船に気付かず、また、船長Bが、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、A船の船首方至近を通過する態勢で接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイでエンジンを始動する際は、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・停留している水上オートバイの船首方を航行しないこと。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院 2万5千分の1地形図使用